

返戻金制度

株式会社アイメット

(紹介手数料)

採用者が自己都合により退職した場合、入社日から1ヶ月以内の退職は紹介手数料の80%、1ヶ月以上3ヶ月未満の退職の場合は紹介手数料の50%(消費税別途)を受領した紹介手数料の中から甲に返還するものとする。

採用者が、自己都合以外の理由で退職した場合(名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由)で退職した場合及び本契約次条による不可抗力、甲の都合による整理解雇を含む会社都合退職(本人の死亡等を含む)は、前項の紹介手数料については返還されない。

以上